

令和6年長審第9号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史及び同官吉岡勉出席
のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和5年10月26日06時35分

長崎県福良漁港北西方沖合の頭ノ島西岸

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 8.5トン

登 録 長 14.60メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 450キロワット

3 事実の経過

Aは、平成6年7月に進水し、操舵室を船体中央やや後方に配し、同室前部右舷側に背もたれ付きの椅子（以下「操縦席」という。）を、操縦席右舷側に機関操縦レバーを、操縦席前方に右舷からレーダー、舵輪、GPSプロッター、魚群探知機及び潮流計をそれぞれ備え、主にいか一本つり漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか甲板員1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和5年10月25日16時00分福良漁港を発し、長崎県宇久島^{うく}西方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、17時30分前示漁場に到着して操業を始め、翌26日05時20分操業を終え、同漁場を発進して帰途に就き、甲板員を船橋当直に就けて宇久島南方沖合を東行した。

ところで、a受審人は、平素、1日の睡眠時間が5時間ないし8時間であり、前示漁場発進日前日及び前々日にそれぞれ約8時間の睡眠をとっていたことに加え、福良漁港発航から前示漁場到着までの間、甲板員を船橋当直に就けて仮眠をとっていたことから、発進時、睡眠不足の状態ではなかった。

また、福良漁港北西方約1.7海里沖合には、頭ノ島が存在し、a受審人は、平素、同漁港に西方から帰航する際には、同島に向けて東行し、頭ノ島西方約1海里沖合で、針路を右方に転じたのち、同島南方沖合を東行していた。

a受審人は、宇久島南東方沖合に至って船橋当直に就き、GPSプロッター及び6.0海里レンジのノースアップ表示としたレーダーをそれぞれ作動させ、操縦席に腰掛けた姿勢で操船に当たり、06時03分半僅か前尾上島灯台から292.5度（真方位、以下同じ。）8.2海里的の地点で、針路を頭ノ島に向く098度に定め、16.0ノ

ットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

06時19分a受審人は、尾上島灯台から306.5度4.2海里の地点に達したとき、周囲に航行の支障となる他船を見掛けなかったことから気が緩んで眠気を催すようになり、操縦席に腰掛けた姿勢を続けると居眠りに陥るおそれがあったが、まもなく入港するので、それまでは眠気を我慢できると思い、操縦席から立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

こうして、a受審人は、同じ姿勢を続けるうち、いつしか居眠りに陥り、針路を右方に転じる予定の地点に至ったものの、頭ノ島に向かって続航し、06時35分尾上島灯台から022.5度2.1海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同島西岸に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の南風が吹き、潮候はほぼ高潮時であった。

乗揚げの結果、船底外板に破口等を生じたが、後に修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚げは、福良漁港北西方沖合において、同漁港に向けて帰航中、居眠り運航の防止措置が不十分で、頭ノ島に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、福良漁港北西方沖合において、操縦席に腰掛けた姿勢で操船に当たり、同漁港に向けて帰航中、周囲に航行の支障となる他船を見掛けず、気が緩んで眠気を催した場合、居眠りに陥らないよう、操縦席から立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、まもなく入港するので、それまでは眠気を我慢できると思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、同じ姿勢で操船を続けて居眠りに陥り、

頭ノ島に向首進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

長崎地方海難審判所

審判官 八 田 一 郎